

第8章 資料編

(1) 都道府県・市町コード

◎大臣・都道府県コード

00	国土交通大臣	24	三重県知事
01	北海道知事	25	滋賀県知事
02	青森県知事	26	京都府知事
03	岩手県知事	27	大阪府知事
04	宮城県知事	28	兵庫県知事
05	秋田県知事	29	奈良県知事
06	山形県知事	30	和歌山県知事
07	福島県知事	31	鳥取県知事
08	茨城県知事	32	島根県知事
09	栃木県知事	33	岡山県知事
10	群馬県知事	34	広島県知事
11	埼玉県知事	35	山口県知事
12	千葉県知事	36	徳島県知事
13	東京都知事	37	香川県知事
14	神奈川県知事	38	愛媛県知事
15	新潟県知事	39	高知県知事
16	富山県知事	40	福岡県知事
17	石川県知事	41	佐賀県知事
18	福井県知事	42	長崎県知事
19	山梨県知事	43	熊本県知事
20	長野県知事	44	大分県知事
21	岐阜県知事	45	宮崎県知事
22	静岡県知事	46	鹿児島県知事
23	愛知県知事	47	沖縄県知事

◎長崎縣市町コード

市町村名	コード
長崎市	201
長与町	307
時津町	308
諫早市	204
大村市	205
島原市	203
雲仙市	213
南島原市	214
佐世保市	202
東彼杵町	321
川棚町	322
波佐見町	323
小値賀町	383
佐々町	391
平戸市	207
松浦市	208
西海市	212
五島市	211
新上五島町	411
壱岐市	210
対馬市	209

※許可申請書（様式第1号）の市区町村コード欄（項番 10）の記載例

長崎市の場合：

(2) 工事の内容と具体的な例示

※土木一式、建築一式の許可があっても、各専門工事の許可がない場合は、軽微ではない工事（P1参照）における専門工事を単独で請け負うことはできません。一式工事と専門工事はそれぞれ別々の業種です。

(H29. 11. 10改正)

建設工事の種類 (法律別表)	業種 (法律別表)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
土木一式工事 (※1)	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。） ※解体については、※2を参照		① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
建築一式工事 (※1)	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ③ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
				<p>⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p> <p>⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。</p>
石 工 事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
屋 根 工 事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	<p>① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。</p> <p>② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。</p> <p>③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p>

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	<p>① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p> <p>② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<p>① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</p> <p>② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p> <p>③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</p>

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
				<p>⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	<p>① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。</p> <p>② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。</p> <p>③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</p>

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事	<p>① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</p> <p>② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p>
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	<p>① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。</p> <p>② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。</p>
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	<p>① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。</p> <p>② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。</p>

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ② 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。 ③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
熱絶縁工事	熱絶縁 工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
電気通信工事	電気通信 工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	<p>① 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。</p> <p>② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	<p>① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。</p> <p>② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。</p> <p>③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。</p> <p>④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。</p> <p>⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。</p>
さく井工事	さく井 工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	<p>① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	<p>① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
				② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
解体工事 (※2)	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

※1 29の建設工事の種類のうち、「土木一式工事」及び「建築一式工事」の2つの一式工事は、工事の実施工を想定している他の27の専門工事とは異なり、**大規模又は施工内容が複雑な工事を、原則として元請業者の立場で、総合的にマネジメントする事業者向けの許可**です。

※2 それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみ解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。それ以外の解体工事が解体工事に該当する。（解体工事業については、平成28年6月1日から適用。）

〈参考〉上下水道施設の業種区分一覧

施設区分		業種区分		
		土木一式	管	水道施設
上水道	取水施設	取水堰堤、取水井		○
	導水施設	導水管		○
	浄水施設	沈殿池、濾過池 浄水池、滅菌室		○
	送水施設	送水ポンプ、送水管		○
	配水施設	配水池 配水管(公道下等)		○
	給水装置	給水引込管 敷地内配管		○
下水道	下水道管	家屋等～公共汚水ます		○
		下水道本管(公道下等)	○ (※1)	
	下水処理場	沈砂池、反応タンク、 沈殿池、消毒施設 汚泥処理施設 (処理場敷地造成工事)		○
農業用水道、 かんがい用 排水施設等			○ (※1)	

〈参考〉専門工事で間違えやすい工事の例

建設工事の例示	建設業法による工事業種の区分など
リフォーム工事	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認を要する増築や改築・改造を伴う工事は建築一式工事（原則元請） ・内壁の設置や撤去、床・天井・壁紙の張り替え等がメインであれば内装工事 ・その他の専門工事が主であればその専門工事（大工工事、屋根工事、建具工事、管工事など）
個人住宅の造成、基礎、擁壁、外構工事	とび・土工・コンクリート工事
駐車場造成工事	とび・土工・コンクリート工事 又は 舗装工事
小規模な車庫、倉庫等の建築工事	とび・土工・コンクリート工事 又は 大工工事 等
太陽光関係設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・発電目的のソーラーパネル設置工事は電気工事 ・太陽熱変換による温水器設置工事は管工事 ・屋根一体型の太陽光パネル設置工事は屋根工事 ・太陽光パネルの架台の設置工事はとび・土工・コンクリート工事 ・太陽光パネルを設置場所に置いて、固定する工事はとび・土工・コンクリート工事 ・太陽光発電設置工事を含む大規模の建設物や工作物を一括して請け負う場合には、「建築一式工事」や「土木一式工事」
オール電化工事	電気工事
エコキュート設置工事	管工事
浄化槽工事	管工事
スプリンクラー設置工事	<ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラー全体の設置を請け負った場合は消防施設工事 ・管路のみを請け負った場合は管工事
墓石工事（墓地工事）	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎工事のみを請け負う場合はとび・土工・コンクリート工事、墓石本体の設置工事は石工事 ・墓地全体の工事を請け負う場合には、通常石工事（基礎工事は附帯工事とする。）
人工芝張付け工事	地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは舗装工事
工事現場の土砂の撤去・運搬	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂を運搬するのみであれば建設工事ではない。 ・土砂を自ら積み込んでの運搬に加えて、整地する工事を請け負っている場合はとび・土工・コンクリート工事
防火水槽設備工事	とび・土工・コンクリート工事
曳屋（ひきや）工事	とび・土工・コンクリート工事
交通安全施設整備工事	歩道の設置（土木一式工事）、ガードレール又はカーブミラーの設置（とび・土工・コンクリート工事業）、道路のライン引き（塗装工事業）が含まれる場合があるが、これらの工事を総合的に行う場合は、土木一式工事となる。
建築物の中に設置される通常の空調設備工事	管工事 ※機械器具設置工事ではない。
トンネルや地下道等の給排気機器設備工事	機械器具設置工事
昇降機設置工事	機械器具設置工事
立体駐車場設備工事	機械器具設置工事
型枠工事	<ul style="list-style-type: none"> ・木製の型枠工事については通常大工工事 ・コンクリートを流し込む工事や型枠を解体する工事はとび・土工・コンクリート工事
量水器（水道メーター）取替	水道施設工事や管工事に計上しているケースがみられるが、建設工事ではない。
鉄骨工事	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨の製作、加工から組み立てまでを一貫して請け負った場合は、鋼構造物工事 ・既に加工された鉄骨を現場で組み立てることのみを請け負った場合は、とび・土工・コンクリート工事
農業用ハウス工事（ビニールハウス）	<ul style="list-style-type: none"> ・既製品の組み立てのみを請け負った場合は、とび・土工・コンクリート工事 ・鋼材の製作、加工から組み立てまでを一貫して請け負った場合は、鋼構造物工事

(3)一式工事(土木一式工事及び建築一式工事)の考え方

29の建設工事の種類のうち、「土木一式工事」及び「建築一式工事」の2つの一式工事は、工事の実施工を想定している他の27の専門工事とは異なり、大規模又は施工内容が複雑な工事を、原則として元請業者の立場で、総合的にマネジメント(企画、指導、調整等)する事業者向けの業種です。一式工事の許可のみを受けている者が、専門工事に分類される工事を単独で請け負う場合には、各専門工事の許可を受ける必要があります。

一式工事に関する告示・運用等

○建設業法第2条第1項の別表第一の上欄に掲げる建設工事の内容(建設省告示第350号)

建設工事の種類	建設工事の内容
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事

○許可事務ガイドライン

一式工事については、「必ずしも二以上の専門工事の組み合わせは要件ではなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難であると認められるものも含まれる」。

※総合的な企画、指導、調整とは：(元請人の「実質的な関与」とされているものと同意義)
「施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、仮設物、工事材料等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等」を行うこと。

一式工事の考え方

一式工事とは、原則として元請の立場で、総合的な企画、指導、調整のもとに土木建築物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。)であり、次のいずれかの要件を満たす建設工事(原則元請工事)が該当しますが、具体的には工事の施工内容により個別に判断する必要があります。

一式工事に記載されている、「工事名」や「金額が小規模の工事」については、個別に確認し、専門工事と判断する場合があります。

自治体が一式工事で発注した工事が、建設業法上の一式工事とはならない場合もあります。

①工事の規模、複雑性等からみて総合的な企画、指導及び調整を必要とし、個別の専門的な工事として施工することが困難であると認められる建設工事

※大規模又は複雑な工事であること。(以下同じ。)

※工事の規模、複雑性からみて1専門工事で施工困難な工事も含まれる。

②2つ以上の専門工事を有機的に組み合わせて、社会通念上独立の使用目的がある土木工作物又は建築物を建設する工事

※附帯工事は含まない。

※土木工作物：人為的な労作を加えることによって通常、土地に固定して設備された物

※建築物：土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)

※建設工事：土木建築に関する工事

※有機的な組み合わせ：数種類の専門工事が複合的かつ密接に結びついて完成する建設工事

●一式工事の具体例（※施工内容によっては、専門工事に該当する場合があります。）

土木一式工事	<p>道路工事、橋梁工事、河川工事・海岸工事、トンネル工事、ダム工事、大規模な宅地造成工事（とび・土工で施工困難な工事）など</p> <p>・プレストレストコンクリート工事、下水道工事（公道下等の下水道の配管工事）、下水処理場自体の敷地造成工事、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事 [建設業許可事務ガイドライン]</p> <p>※下請工事は原則専門工事となる。</p>
建築一式工事	<p>次のいずれかに該当するものが建築一式工事と判断されます。</p> <p>・複数の専門工事（大工工事、屋根工事、とび・土工工事、建具工事、電気工事、内装仕上工事、塗装工事、管工事など）を有機的に組み合わせた1つの建築工事 住宅等の新築工事、建築確認を要する増改築工事、ビル等大規模な建築物の解体工事、マンションの大規模修繕（補修）、ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事など。</p> <p>・建物の躯体（柱、梁などの建物本体の構造を支える部分）に変更を加える改造工事 耐震補強工事、大規模な模様替など</p> <p>※「大規模又は複雑な工事」の観点から、一般的に建築確認申請の対象となる工事が建築一式工事に該当する。</p> <p>※一般的な住宅リフォーム工事は、通常内装仕上工事が主たる工事と認められるケースが多く、この場合は原則として専門工事と判断されるが、増改築を伴う大規模・複雑な場合は、建築一式工事に該当する。</p>

〈参考〉

附帯工事について 一法第4条、第26条の2第2項一

建設業者が許可を受けた業種の建設工事を請け負う場合に、その建設工事に従として附帯する他の種類の建設工事（以下「附帯工事」という。）であれば、一体として請け負うことができます。

附帯工事とは主たる施工するために必要を生じた他の従たる建設工事であり、それ自体が独立の使用目的になるものではない工事をいいます。

なお、この附帯工事であって500万円以上のものを実際に施工する場合には、その工事業の許可を受けた建設業者に下請負に出すか、自分で自ら施工するなら、その業種の許可を受けるために必要な技術者を自ら置いた場合だけ施工できることとなります。

(4)工事発注証明書

工 事 発 注 証 明 書

施工者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

工 事 名

施 工 場 所

都・道・府・県

市・区・町・村

契 約 金 額

円 (税 抜 ・ 税 込)

工 期

年 月 日 ~

年 月 日

上記のとおり発注したことに、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証明者 (発注者 ・ 注文者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

電 話 番 号

証明者の建設業の許可 ※建設業許可業者のみ

国土交通大臣・ 知事 許可 般・特 () 第 号

注意事項

- ※任意様式でも可とするが、上記様式の内容の記載があること。
- ※証明者が法人の場合は、「代表取締役印」をもって証明すること。
- ※「工事名」については、工事名だけでは業種の特定が困難である場合は、具体的な工事内容の記載があること。
(例) 管工事の場合：〇〇邸新築工事 (給湯設備工事)
塗装工事の場合：道路維持工事 (路面標示工事)
- ※この証明書の具体的な工事内容の記載がない場合など、必要と認めるときは、工事内訳書の提出又は提示や、証明者に問い合わせすることがあります。

(5)建設業の業種別指定学科

建設業の業種別指定学科一覧

(法第7条第2号イ該当)

○学校教育法による高等学校 (卒業後実務経験が5年必要)

○同法による大学・高等専門学校 (卒業後実務経験が3年必要)

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業、舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

技術検定種目と対応する指定学科（法第7条第2号ハ該当者、**指定建設業と電気通信工事業は除く。**）

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

(6) 専任技術者の実務経験要件の緩和

(平成11年5月26日建設省経建発第137号)

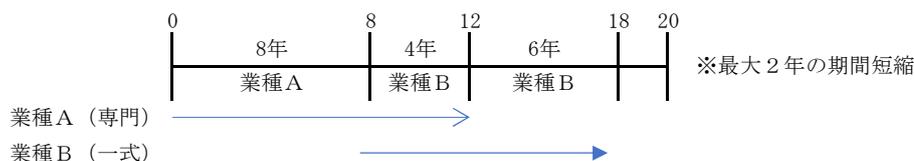
許可を受けようとする建設業の建設工事に関して10年以上の実務経験を有する場合、建設業法第7条第2号ロに該当し、専任技術者となる資格を有しますが、次の業種については、申請する業種の実務経験が8年以上あり、かつ振り替えることができる業種とあわせて12年以上の実務経験があれば、申請する業種の専任技術者となることが可能です。

また、同一人が実務経験により複数の業種の専任技術者になろうとする場合、実務経験の期間は、それぞれの業種について重複しないことを要するため、実務経験のみで2業種の専任技術者になるには、合計20年の経験が必要ですが、本件に該当する場合は、必要な実務経験期間が短縮されます。

1 一式工事から専門工事への実務経験の振替えを認める場合

(土木一式工事、建築一式工事を下記の各業種の専門工事に振り替えることができます。)

申請する業種（8年以上）		専門工事に振替えることができる業種
とび・土工・コンクリート、しゅんせつ、水道施設、解体	←	土木一式
大工、内装仕上、屋根、ガラス、防水、熱絶縁、解体	←	建築一式



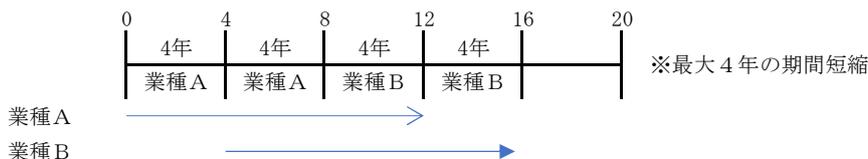
(例1) とび・土工・コンクリート工事8年 + 土木一式工事4年 = 計12年
→とび・土工・コンクリート工事の専任技術者として申請可

※とび・土工・コンクリート工事4年 + 土木一式工事8年 = 計12年 の場合は、
どちらの専任技術者としても申請できません。

(例2) とび・土工・コンクリート工事8年 + 土木一式工事10年 = 計18年
→とび・土工・コンクリート工事、土木一式工事(2業種)の専任技術者として申請可

2 専門工事で実務経験の振替えを認める場合

申請する業種（8年以上）		振替えることができる業種
大工、内装仕上	←	内装仕上、大工
とび・土工、解体	←	解体、とび・土工



(例3) 大工工事8年 + 内装仕上工事4年 = 計12年
→大工工事の専任技術者として申請可

(例4) 内装仕上工事8年 + 大工工事4年 = 計12年
→内装仕上工事の専任技術者として申請可

(例5) 大工工事8年 + 内装仕上工事8年 = 計16年
→大工工事、内装仕上工事(2業種)の専任技術者として申請可

※実務経験要件の緩和により申請する場合、実務経験証明書（様式第九号）は、それぞれの業種ごとに作成してください

3 専任技術者証明書の取り扱い

項番64・建設工事の種類は「7」、項番65・有資格者区分は「99」です。（一般建設業）

(7) 有資格コード一覧

有資格コード一覧（一般建設業）1/3

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）「7※」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験3年）「7O」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験5年）

※資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	構	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
01	法第7条第2号イ 該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
02	法第7条第2号ロ 該当（10年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
建設業法（技術検定）	11 1級建設機械施工管理技士	7			7							7																		
	1F 1級建設機械施工管理技士補																													
	12 2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	7			7							7																		
	1G 2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																													
	13 1級土木施工管理技士	7			7※	7	7	7※			7※	7	7	7			7	7※		7※		7※		7		7	7	7	7	7（※1）
	1H 1級土木施工管理技士補				7※	7※	7※	7※			7※	7	7	7			7	7※		7		7		7		7	7	7	7	7
	14 2級土木施工管理技士	7			7	7	7	7			7	7	7	7			7	7		7		7		7		7	7	7	7	7（※1）
	1J 2級土木施工管理技士補				7	7	7	7			7	7	7	7			7	7		7		7		7		7	7	7	7	7
	15 2級土木施工管理技士				7	7	7	7			7	7	7	7			7	7		7		7		7		7	7	7	7	7
	1K 2級土木施工管理技士補				7	7	7	7			7	7	7	7			7	7		7		7		7		7	7	7	7	7
	16 2級土木施工管理技士				7	7	7	7			7	7	7	7			7	7		7		7		7		7	7	7	7	7
	1L 2級土木施工管理技士補				7	7	7	7			7	7	7	7			7	7		7		7		7		7	7	7	7	7
	20 1級建築施工管理技士	7	7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7	7		7		7	7	7	7	7（※1）
	2C 1級建築施工管理技士補				7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7	7		7		7	7	7	7	7
	21 2級建築施工管理技士				7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7	7		7		7	7	7	7	7
	22 2級建築施工管理技士補				7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7	7		7		7	7	7	7	7
	23 2級建築施工管理技士				7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7	7		7		7	7	7	7	7
	2D 2級建築施工管理技士補				7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7	7		7		7	7	7	7	7
	27 1級電気工事施工管理技士								7														7							
	2E 1級電気工事施工管理技士補																						7							
	28 2級電気工事施工管理技士								7														7							
	2F 2級電気工事施工管理技士補																						7							
	29 1級管工事施工管理技士									7		7	7	7									7	7		7	7	7	7	7
	2G 1級管工事施工管理技士補										7		7	7									7	7		7	7	7	7	7
	30 2級管工事施工管理技士									7		7	7	7									7	7		7	7	7	7	7
	3A 2級管工事施工管理技士補										7		7	7									7	7		7	7	7	7	7
	31 1級電気通信工事施工管理技士																							7						
	3B 1級電気通信工事施工管理技士補																							7						
	32 2級電気通信工事施工管理技士																							7						
	3C 2級電気通信工事施工管理技士補																							7						
33 1級造園施工管理技士					7	7	7	7			7	7	7									7	7		7	7	7	7	7	
3D 1級造園施工管理技士補					7	7	7	7			7	7	7									7	7		7	7	7	7	7	
34 2級造園施工管理技士					7	7	7	7			7	7	7									7	7		7	7	7	7	7	
3E 2級造園施工管理技士補					7	7	7	7			7	7	7									7	7		7	7	7	7	7	
建築士法	37 1級建築士	7	7				7			7	7											7								
	38 2級建築士	7	7				7			7	7											7								
	39 木造建築士				7																									
技術士法	41 建設・総合技術監理（建設）	7			7		7				7	7										7						7	7（※2）	
	42 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	7			7		7				7	7											7					7	7（※2）	
	43 農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	7			7																									
	44 電気電子・総合技術監理（電気電子）							7															7							
	45 機械・総合技術監理（機械）																						7							
	46 機械「溶体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「溶体工学」又は「熱工学」）									7													7							
	47 上下水道・総合技術監理（上下水道）									7																				
	48 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									7																				
	49 水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	7			7											7														
	50 森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																													
51 森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	7			7																										
52 衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										7																				
53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										7																				
54 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）										7																				
電気工事士法	55 第1種電気工事士							7																						
	56 第2種電気工事士							7																						
電気事業法	58 電気主任技術者（第1種～第3種）								7																					
電気通信事業法	59 電気通信主任技術者																						7							
	35 工事担任者																						7							
水道法	65 給水装置工事主任技術者								7																					
消防法	68 甲種消防設備士																												7	
	69 乙種消防設備士																												7	

有資格コード一覧（特定建設業） 1/4

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督的実務経験）
- 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督的実務経験）
- 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督的実務経験）
- 「8※」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験3年+2年以上の指導監督的実務経験）
- 「8〇」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験5年+2年以上の指導監督的実務経験）
- 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

コード	資格区分	建設業の種類																														
		特定建設業指定7業種																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	刀	塗	防	内	機	絶	通	團	井	具	水	消	清	解		
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2			2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2			
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5			5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5			
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3						3	3		3	3										3									
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6			6	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6			
11	1級建設機械施工管理技士	9				9						9																				
1F	1級建設機械施工管理技士補																															
12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）					8																										
1G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																															
13	1級土木施工管理技士	9		8*	9	9	8*			8*	9	8*	9	9		9	8*		8*		8*		8*		9	8*	9	(※1)				
1H	1級土木施工管理技士補			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*			
14	2級土木施工管理技士			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*			
1J	2級土木施工管理技士補			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*			
15	2級土木施工管理技士			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*			
1K	2級土木施工管理技士補			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*			
16	2級土木施工管理技士			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*			
1L	2級土木施工管理技士補			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*			
20	1級建築施工管理技士	9	9	9	9	9	9			9	9	9		9	9	9	9	9	8*	9				9	8*	8*	8*	9	(※1)			
2C	1級建築施工管理技士補			8*	8*	8*	8*			8*	8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*	8*			
21	2級建築施工管理技士			8*	8*	8*	8*			8*	8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*	8*			
22	2級建築施工管理技士			8*	8*	8*	8*			8*	8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*	8*			
23	2級建築施工管理技士補			8*	8*	8*	8*			8*	8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*	8*			
27	1級電気工事施工管理技士							9											8*										8*			
2E	1級電気工事施工管理技士補																		8*										8*			
28	2級電気工事施工管理技士																		8*										8*			
2F	2級電気工事施工管理技士補																		8*										8*			
29	1級管工事施工管理技士							9			8*	8*	8*		8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*	8*			
2G	1級管工事施工管理技士補										8*	8*	8*		8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*	8*			
30	2級管工事施工管理技士										8*	8*	8*		8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*	8*			
3A	2級管工事施工管理技士補										8*	8*	8*		8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*	8*			
31	1級電気通信工事施工管理技士																						9									
3B	1級電気通信工事施工管理技士補																															
32	2級電気通信工事施工管理技士																						8									
3C	2級電気通信工事施工管理技士補																															
33	1級造園施工管理技士			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*		8*	8*		8*	8*		8*		8*		9	8*	8*	8*	8*	8*			
3D	1級造園施工管理技士補			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*		8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*			
34	2級造園施工管理技士			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*		8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*			
3E	2級造園施工管理技士補			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*		8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*			
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	刀	塗	防	内	機	絶	通	團	井	具	水	消	清	清

有資格コード一覧（特定建設業）2/4

コード	資格区分	建設業の種類																															
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
建築士法	37	1級建築士		9	9			9			9	9							9														
	38	2級建築士			8			8			8								8														
	39	木造建築士				8																											
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	9			9		9				9	9										9							9（※2）			
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	9			9		9				9	9										9							9（※2）			
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9			9																											
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）						9															9										
	45	機械・総合技術監理（機械）																				9											
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）							9													9											
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）							9																				9				
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）							9																	9		9					
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9			9									9																		
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								9							
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9			9																				9							
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）							9																								
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）							9																				9				
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）							9																				9	9			
電気工事士法	55	第1種電気工事士																															
	56	第2種電気工事士																															
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）																															
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者																						8									
	35	工事担任者																							8								
水道法	65	給水装置工事主任技術者																															
消防法	68	甲種消防設備士																														8	
	69	乙種消防設備士																														8	

(8) 登録基幹技能者について

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成 29 年国土交通省令第 67 号）により、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者については、平成 30 年 4 月 1 日以降主任技術者の要件を満たすこととされました。

登録基幹技能者が主任技術者要件を満たしているか否かについては、講習修了証において、「実務経験を有する建設業の種類について建設業法第 26 条第 1 項に定める主任技術者の要件を満たすと認められる」ことが記載されていることで確認を行います。

(新様式)

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証

	修了証番号 第 号			
	氏名			
	(生年月日 年 月 日)			
	実務経験を有する建設業の種類： 工事業			
	この者は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 2 項第 2 号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します			
	この者は、(建設業の種類) について、建設業法第 26 条第 1 項の主任技術者の要件を満たす者と認められます。			
	修了年月日 年 月 日			
	有効期限 年 月 日			
	(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印			
	(登録番号 第 番)			

この記載が必要になります

ただし、平成 30 年 4 月 1 日前に交付された講習修了証（旧様式）でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習もあるため、以下の表を参考にしてください。

< 従前の講習修了証でも主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習 >

以下の講習について、従前の講習修了証を有している者は、当該講習修了証に記載された実務経験を有する建設業の種類について、10 年以上の実務経験を確実に有していることから、従前の講習修了証であっても主任技術者の要件を満たしていることを確認できる。

登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類
1	登録電気工事基幹技能者	電気、電気通信	11	登録 PC 基幹技能者	土木(※)、とび・土工、鉄筋	18	登録内装仕上工事基幹技能者	内装仕上	26	登録冷凍空調基幹技能者	管
3	登録造園基幹技能者	造園	12	登録鉄筋基幹技能者	鉄筋	19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	建具	27	登録運動施設基幹技能者	土木(※)、とび・土工、舗装、造園
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	とび・土工	13	登録圧接基幹技能者	鉄筋	20	登録エクステリア基幹技能者	タイル・れんが・ブロック、とび・土工、石	28	登録基礎工基幹技能者	とび・土工
5	登録防水基幹技能者	防水	14	登録型枠基幹技能者	大工	21	登録建築板金基幹技能者	板金、屋根	29	登録タイル張り基幹技能者	タイル・れんが・ブロック
7	登録建設塗装基幹技能者	塗装	15	登録配管基幹技能者	管	23	登録ダクト基幹技能者	管	31	登録消火設備基幹技能者	消防施設
8	登録左官基幹技能者	左官	16	登録高・土工基幹技能者	とび・土工	24	登録保温保冷基幹技能者	熱絶縁	32	登録建築大工基幹技能者	大工
9	登録機械土工基幹技能者	土木(※)、とび・土工	17	登録切断穿孔基幹技能者	とび・土工	25	登録グラウト基幹技能者	とび・土工	33	登録硝子工事基幹技能者	ガラス工事

※登録機械土工基幹技能者講習、登録 PC 基幹技能者講習及び登録運動施設基幹技能者講習においては、「土木工事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木工事業については主任技術者の要件として認められていないことに留意する必要がある。

< 従前の講習修了証では主任技術者の要件を満たしていることを確認できない講習 >

登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類
2	登録橋梁基幹技能者	鋼構造物、とび・土工
6	登録トンネル基幹技能者	土木(※)、とび・土工
10	登録海上起重基幹技能者	土木(※)、しゅんせつ
22	登録外壁仕上基幹技能者	塗装、左官、防水
30	登録標識・路面標示基幹技能者	とび・土工、塗装

○登録橋梁基幹技能者講習、登録トンネル基幹技能者講習、登録海上起重基幹技能者講習及び登録標識・路面標示基幹技能者講習については、複数の建設業における経験年数を合算することにより、講習の受講資格(10年以上の実務経験)を満たして講習を修了した者がいることから、従前の講習修了証では主任技術者の要件を満たしているか確認ができない。
※登録トンネル基幹技能者講習及び登録海上起重基幹技能者講習においては、「土木工事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木工事業については主任技術者の要件として認められていないことに留意する必要がある。

○登録外壁仕上基幹技能者講習については、従前の講習修了証に実務経験を有する建設業の種類が記載されておらず、塗装、左官、防水のうち、いずれの建設業の種類について10年以上の実務経験を有しているのか確認できないため、従前の講習修了証では主任技術者の要件を満たしているか確認ができない。

(9) 確認資料

常勤役員等(経營業務の管理責任者等) 1/3

確認資料①

常勤役員等が経營業務の管理責任者、執行役員等、又は経營業務の管理責任者の補佐の経験を有するとき
規則第7条第1号イ(1)、(2)及び(3)

※発行日のあるものは、発行から3か月以内のものを提出してください。(閉鎖事項全部証明書は除く。)

※電子申請の必要書類は、紙による申請の場合と同じです。

新規申請 ・ 業種追加申請 等	現在の地位	役員人	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書等	すべて	※注1	
		執行役員等	<input type="checkbox"/> 組織図等 <input type="checkbox"/> 業務分掌規定等 <input type="checkbox"/> 定款、執行役員規程又は取締役会の議事録等			
		個人事業主	<input type="checkbox"/> 直近の所得税確定申告書(控)の写し(第一表及び第二表) ※個人番号(マイナンバー)をマスキング			
		支配人	<input type="checkbox"/> 支配人登記			
	経験期間・地位	役員人	<input type="checkbox"/> 経験期間分(5年)の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本	※注1 ※注2		
		使令用3人条	<input type="checkbox"/> 変更届出書(令第3条に規定する使用人着任時と退任時)の写し(5年)			
		個人事業主	<input type="checkbox"/> 経験期間分(5年)の所得税確定申告書(控)の写し(第一表及び第二表) ※個人番号(マイナンバー)をマスキング			
		支配人	<input type="checkbox"/> 支配人登記			
		営等執補業又行役佐務は役の経員の地位	確認資料②参照			
	建設業の経験	建設業者が証明可能あり	<input type="checkbox"/> 建設業許可通知書の写し(5年) ※規則第7条第1号(3)の場合は6年 <input type="checkbox"/> 令第3条に規定する使用人であった場合、許可申請書別紙二(1)営業所一覧表(新規許可等)、別紙二(2)営業所一覧表(更新)又は建設業許可申請書(別表)〔旧様式〕の写し等(5年)	※原則1件/1年(5年) 工事完成前のもので可 ※規則第7条第1号(3)の場合は6年	※注1 ※注2	
建設業者が証明可能なし		※次の書類のいずれか <input type="checkbox"/> 工事請負契約書 <input type="checkbox"/> 注文書 <input type="checkbox"/> 工事発注証明書(原本)				
常勤役員等の常勤性の確認	75歳未満	※次の書類のいずれか <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 ※提出する場合や電子申請の場合は、記号・番号及び保険者番号をマスキング P124参照 <input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(受付印が許可申請日直近のもの) <input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書(資格取得後間もない等で、上記の標準報酬決定通知書がない場合) <input type="checkbox"/> 雇用保険事業所別被保険者台帳照会(発行日が1か月以内のもの) ※H29.1.1より65歳以上も対象				
	個人事業主	※次の書類のいずれか <input type="checkbox"/> 所得税確定申告書(控)の写し(第一表及び第二表) <input type="checkbox"/> 各振興局税務課への個人事業開業届(受付印のあるもの) ※新規開業の場合				
	75以上歳	※個人事業主を除く <input type="checkbox"/> 申立書〔提出〕+P127「75歳以上の取扱い」該当の書類				
	出向者	※出向者で出向元の健康保険に加入している場合〔①～③を全て提出〕 <input type="checkbox"/> ①出向契約書又は出向協定書+出向辞令書 ※出向者氏名及び出向期間が確認できるもの <input type="checkbox"/> ②健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 <input type="checkbox"/> ③給与台帳、出勤簿等の写し				
	被扶養者	※次の書類のいずれか <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証(被扶養者)+貸金台帳、出勤簿 ※社会保険加入の場合 <input type="checkbox"/> 所得税確定申告書の写し(第一表及び第二表)+貸金台帳、出勤簿 ※個人事業所の場合				
	支配人	※上記常勤性の確認資料のうち、該当するもの又は貸金台帳、出勤簿				
	その他	<input type="checkbox"/> 健康保険の適用除外の承認を受けて、建設国保等に加入の場合は、厚生年金保険の加入状況で確認します。				
更新申請	上記4「常勤性の確認資料」のいずれかのみ ※その他の確認資料は省略可能					

※注1 新規・許可換え新規、変更の届出時には必ず必要。

※注2 業種追加等の申請の場合で、前回の許可申請時(又は変更の届出)において、既に経管として置かれていた者の場合には、前回の許可申請時に提出した経營業務の管理責任者証明書(様式第7号)の写をもってかえることができます。

常勤役員等(経營業務の管理責任者等)2/3

確認資料②

執行役員等又は経營業務の管理責任者の補佐経験を有する者
規則第7条第1号イ(2)及び(3)

※「現在の地位」「常勤性の確認」については、確認資料①参照

確認項目	確認方法と添付書類等
(省令7-1-イ(2)) 執行役員等としての経営管理経験	次に掲げるA～E及びFにより、被認定者が執行役員等としての経営管理経験を有する者に該当することが明らかになっていることを確認する。 A 様式第7号の備考欄に「取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門(建設業)に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験を有します。」の記載があること。 B 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類 組織図その他これに準じる書類 C 業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類 業務分掌規定その他これに準ずる書類 D 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規則、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類 E 執行役員等としての経験の期間を確認するための書類 取締役会の議事録、人事発令書その他これらに準ずる書類
建設業の経験	F 経験期間のうち5年間にかかる分の建設業許可通知書(写し)、契約書(写し)又は工事発注証明書 ※工事発注証明書は発注者が証明したものに限り。 ※工事発注証明書の「工事名」については、工事名だけでは建設工事であるかの特定が困難である場合は、具体的な工事内容の記載があること。
(省令7-1-イ(3)) 業務を執行する社員、取締役、執行役、法人格のある各種の組合等の理事等、支店長、営業所長等を補佐する業務に従事した経験 ※6年以上の補佐経験を有する者については、法人、個人又はその両方であるかを問わないものとする。	次に掲げるA～D及びFにより、被認定者が6年以上の補佐経験を有する者に該当することが明らかになっていることを確認する。 A 様式第7号の備考欄に「経營業務の管理責任者に準ずる地位(業務を執行する社員、取締役、執行役、法人格のある各種の組合等の理事等、支店長、営業所長等に次ぐ職制上の地位にある者)にあつて、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について従事した経験を有します。」の記載があること。 B 業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類 組織図その他これに準ずる書類 C 被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類 業務分掌規程(規程がない場合は業務分掌に関する説明書)、過去の稟議書、その他これらに準ずる書類 D 補佐経験の期間を確認するための書類 人事発令書、職歴証明書(被証明人に関する当該法人内における職歴の証明) その他これらに準ずる書類
建設業の経験	上記Fと同様 ※経験年数は6年
(省令7-1-イ(3)) 個人の事業主又は支配人を補佐する業務に従事した経験 ※6年以上の補佐経験を有する者については、法人、個人又はその両方であるかを問わないものとする。	次に掲げるA及びBにより、被認定者が6年以上の補佐経験を有する者に該当することが明らかになっていることを確認する。 A 様式第7号の備考欄に「経營業務の管理責任者に準ずる地位(個人の事業主又は支配人に次ぐ職制上の地位にある者)にあつて、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について従事した経験を有します。」の記載があること。 B 経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験の期間(以下、「経験期間」という。)を確認するための書類 次の①又は②のいずれかの書類があること。 ①経験期間のうち6年間にかかる分の所得税又は市町村民税の確定申告書の写し ※専従者控除欄又は給与支払者欄に被認定者の氏名の記載があること。 ②経験期間に係る雇用保険又は社会保険の加入を証明する書類(写し)
建設業の経験	上記Fと同様 ※経験年数は6年

※証明者は、法人の場合は、代表役員(法人消滅の場合は元代表役員又は役員)、個人の場合は個人事業主とする。

常勤役員等(経営業務の管理責任者等) 3/3

確認資料③

常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の確認資料
規則第7条第1号ロ(1)及び(2)

※発行日のあるものは、発行日から3か月以内のものを提出してください（閉鎖事項全部証明書は除く）。

新規申請・業種追加申請等	常勤役員等についての確認事項	1. 常勤役員等の現在の地位の確認	法人役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役、理事)	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書等	※注1 ※注2
			執行役員等 ※右記すべて	<input type="checkbox"/> 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類 ・組織図その他これに準ずる書類 <input type="checkbox"/> 業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類 ・業務分掌規程その他これに準ずる書類 <input type="checkbox"/> 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類 ・定款、執行役員規程、施行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規則、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類	
			個人事業主	<input type="checkbox"/> 直近の所得税確定申告書(控)の写し(第一表及び第二表) ※個人番号(マイナンバー)をマスキング	
			支配人	<input type="checkbox"/> 支配人登記	
		※2. 役員等と同義とし、2年以上(1)役員及び(2)としてある経験の建設業に関する役員	業務を執行する社員	<input type="checkbox"/> 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本	※注1 ※注2
			取締役	<input type="checkbox"/> 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本	
			執行役	<input type="checkbox"/> 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本	
			理事	<input type="checkbox"/> 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本	
		※3. 役員等とは(1)にある者、役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)	業務を執行する社員	<input type="checkbox"/> 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本	・規則第7条第1号ロ(1)及び(2)にある経験は、申請者の会社での経験に限らず、他社での経験も認める。 ・規則第7条第(2)にある「5年以上」とは、「建設業」に関し、2年以上役員等としての経験」と通算して5年以上必要 ※注1 ※注2
			取締役	<input type="checkbox"/> 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本	
執行役	<input type="checkbox"/> 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本				
理事	<input type="checkbox"/> 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本				
※4. 業種別の建設業以外にある役員等と同義とし、3年以上(1)役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)	業務を執行する社員	<input type="checkbox"/> 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本	・規則第7条第1号ロ(1)及び(2)にある経験は、申請者の会社での経験に限らず、他社での経験も認める。 ・規則第7条第(2)にある「5年以上」とは、「建設業」に関し、2年以上役員等としての経験」と通算して5年以上必要 ※注1 ※注2		
	取締役	<input type="checkbox"/> 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本			
	執行役	<input type="checkbox"/> 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本			
	理事	<input type="checkbox"/> 経験期間分の履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本			

常勤役員等を直接に補佐する者についての確認事項	る等に5補.ロの常勤役員等を直接に補佐する者が、常勤役員である	常勤役員等を直接に補佐する者	<input type="checkbox"/> 常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことを確認するための書類 ・組織図その他これに準ずる書類 ※上記以外に、被認定者として認定するに値する書類を求める場合があります。	・必ずしも常勤役員等を直接に補佐する者が常勤役員等よりも下位の立場であることは求めていません。 ※注1 ※注2	
	確認6に.ロの常勤役員等の経験を直	常勤役員等を直接に補佐する者	<input type="checkbox"/> 被認定者による経験が「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験に該当することを確認するための書類※役員としての経験も含む ・業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類 <input type="checkbox"/> 「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験の期間を確認するための書類 ・人事発令書その他これらに準ずる書類 ※ 上記以外に、被認定者として認定するに値する書類を求める場合があります。	・申請者の会社での経験に限る。 ・左記の全て提出 ※注1 ※注2	
新規申請・業種追加申請等	7・建設業の経験	証明者が建設業許可あり	<input type="checkbox"/> 証明者の建設業許可通知書の写しその他これに準ずる書類	・証明者の証明期間に係る書類を提出 ・証明者は原則として使用者（法人の場合は代表者）とします。ただし、法人の解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあつた者として認めることができます。 ※注1 ※注2	
		証明者が建設業許可なし	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書 <input type="checkbox"/> 注文書 <input type="checkbox"/> 工事発注証明書（記名押印ありの原本）		※原則、証明期間1年につき、1件必要
		証明者が非建設業の法人の役員の場合	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（証明期間にかかるものを提出）		
		証明者が非建設業の法人の役員以外の場合	<input type="checkbox"/> 証明者として認定するに値する書類を県が指定します。（例：証明期間に係る雇用保険又は社会保険の加入を証明する書類）		
8・常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認		75歳未満	※次の書類のいずれか <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 ※提出する場合や電子申請の場合は、記号・番号及び保険者番号をマスキング P124参照 <input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（受付印が許可申請日直近のもの） <input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届及び標準報酬決定通知書（資格取得後間もない等で、上記の標準報酬決定通知書がない場合） <input type="checkbox"/> 雇用保険事業所別被保険者台帳照会（発行日が1か月以内のもの）※H29.1.1より65歳以上も対象		
		個人事業主	<input type="checkbox"/> 所得税確定申告書（第一表及び第二表） <input type="checkbox"/> 各振興局税務課への個人事業開業届（受付印のあるもの）※新規開業の場合		
		75歳以上	※個人事業主を除く <input type="checkbox"/> 申立書+P127「75歳以上の取扱い」該当の書類		
		出向者	※出向者で出向元の健康保険に加入している場合〔①～③を全て提出〕 <input type="checkbox"/> ①出向契約書又は出向協定書+出向辞令書 ※出向者氏名及び出向期間が確認できるもの <input type="checkbox"/> ②健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 <input type="checkbox"/> ③給与台帳、出勤簿等の写し		
		被扶養者	※次の書類のいずれか <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証（被扶養者）+賃金台帳、出勤簿 ※社会保険加入の場合 <input type="checkbox"/> 所得税確定申告書（第一表及び第二表）+賃金台帳、出勤簿 ※個人事業所の場合		
		支配人	※上記常勤性の確認資料のうち、該当するもの又は賃金台帳、出勤簿		
		その他	<input type="checkbox"/> 健康保険の適用除外の承認を受けて、建設国保等に加入の場合は、厚生年金保険の加入状況で確認します。		
		更新申請	更新の場合の確認資料は、上記「8. 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認」のいずれかのみ。		

※注1 新規・許可換え新規、変更の届出時には必ず必要。

※注2 業種追加等の場合で、前回の許可申請時（又は変更の届出）以降に変更があつていないときは、前回の様式第7号の2の写をもってかえることができます。

確認資料 専任技術者

※電子申請の必要書類は、紙による申請の場合と同じです。（バックヤード連携される情報を除く）

資格証に係る原本提示は、書面・電子申請ともに不要です。

新規申請 ・ 業種追加申請 等	1 技術者としての要件確認	国家資格等	<p>該当する次の書類のいずれか</p> <p><input type="checkbox"/> 資格証明書（合格証、免許証等）</p> <p>※技術検定の合格後合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する「合格通知書」の確認で足りるものとするが、後日、合格証明書で確認することを原則とする。[建設業許可事務ガイドライン]</p> <p><input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証 [見本は次ページ]</p> <p>※監理技術者資格者証により、法第7条第2号又は法第15条第2号の基準を満たすことを証明する場合には、学校の卒業証明書、実務経験証明書、指導監督の実務経験証明書、技術検定の合格証明書等の提出は要しない。その際監理技術者資格者証の有効期限が切れているものであっても「資格」や「実務経験」は認めるものとする。[建設業許可事務ガイドライン]</p> <p><input type="checkbox"/> 認定証（大臣特別認定者）</p>
		実務経験	<p>【10年の実務経験、学歴+実務経験など】 ※監理技術者資格者証で確認できる場合は不要</p> <p><input type="checkbox"/> 実務経験証明書（様式第9号） （確認資料）</p> <p>○証明者が建設業許可を有している期間については</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請業種に係る建設業許可通知書の写し ○証明者が建設業許可を有していない期間については ・契約書、注文書、工事発注証明書（原本）のいずれか（従事期間1件/1年） <p>※実務経験証明書に記載した工事にかかるものに限る</p> <p>※附帯工事についての実務経験は、工事内容が確認できるもの</p> <p>※解体工事の実務経験の算出、内容の確認については、P74参照</p> <p>※電気工事の実務経験については、次ページ「電気工事業の実務経験に関する建設業許可上の取扱い」参照</p>
			<p>【2年以上の指導監督の実務経験】 ※監理技術者資格者証で確認できる場合は不要</p> <p><input type="checkbox"/> 指導監督の実務経験証明書（様式第10号） （確認資料）実務経験の内容を確認できる契約書、注文書全て</p>
	指定学科卒	<p>次の書類のいずれか</p> <p><input type="checkbox"/> 卒業証明書（原本）</p> <p><input type="checkbox"/> 卒業証書</p>	
	2 常勤性の確認	75歳未満	<p>次の書類のいずれか</p> <p><input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 ※提出する場合や電子申請の場合は、記号・番号及び被保険者番号をマスキング P124参照</p> <p><input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（受付印が許可申請日直近のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書 （資格取得後間もない等で、上記の標準報酬決定通知書がない場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 雇用保険事業所別被保険者台帳照会（発行日が1か月以内のもの） ※H29.1.1より65歳以上も対象</p>
		事業主	<p>次の書類のいずれか</p> <p><input type="checkbox"/> 所得税確定申告書（第一表及び第二表）</p> <p><input type="checkbox"/> 各振興局税務課への個人事業開業届（受付印のあるもの） ※新規開業の場合</p>
		75歳以上	<p>該当する次の書類のいずれか ※個人事業主を除く</p> <p><input type="checkbox"/> 申立書+P127「75歳以上の取扱い」該当の書類 ※役員の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 雇用保険事業所別被保険者台帳照会（発行日が1か月以内のもの） ※従業員、兼務役員の場合</p>
		出向者	<p>出向者で出向元の健康保険に加入している場合〔①～③を全て提出〕</p> <p><input type="checkbox"/> ①出向契約書又は出向協定書+出向辞令書 ※出向者氏名及び出向期間が確認できるもの</p> <p><input type="checkbox"/> ②健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</p> <p><input type="checkbox"/> ③給与台帳、出勤簿等の写し</p>
		被扶養者	<p>次の書類のいずれか</p> <p><input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証（被扶養者）+賃金台帳、出勤簿 ※社会保険加入の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 所得税確定申告書（第一表及び第二表）+賃金台帳、出勤簿 ※個人事業所の場合</p>
		支配人	<p><input type="checkbox"/> 上記常勤性の確認資料のうち、該当するもの又は賃金台帳、出勤簿</p>
その他		<p><input type="checkbox"/> 健康保険の適用除外の承認を受けて、建設国保等に加入の場合は、厚生年金保険の加入状況で確認します。</p>	
更新申請	<p>上記2「常勤性の確認資料」のいずれか ※技術者としての確認資料は省略可能</p>		

■ 「監理技術者資格者証」見本

氏名	長崎 太郎	昭和〇〇年〇月〇日 生	本籍	長崎県
住所	長崎県長崎市尾上町3-1			
初回交付	令和〇年〇月〇日	交付	令和〇年〇月〇日	
	交付番号 第 0001000000 号			
監理技術者資格者証				
令和〇〇年〇月〇日 まで				
国土交通大臣指定資格者証交付機関				
財団法人 建設業技術者センター理事長				
許可番号 国土交通大臣 第000000 号				
所属建設業者	(株)〇×建設			
有する資格	一土施 一管施 実経(通)			
建設業の種類	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗し板力塗防内機絶通園井具水消清解			
有・無	10001100101011001000010001000			

この場合は1級施工管理技士の合格証明書の添付不要

この場合は電気通信工事の実務経験証明書・指導監督の実務経験証明書等の添付不要

※「監理技術者資格者証」についての問い合わせ先
 (一財) 建設業技術者センター：03-3514-4711
 長崎県支部：095-826-1084

■ 電気工事業の実務経験に関する建設業許可上の取扱い

電気工事士法第3条各号において、一般用電気工作物及び事業用電気工作物のうち最大電力500kW未満の自家用電気工作物に係る電気工事にあつては、電気工事士免状等の交付を受けた者でなければ、直接作業に従事することができないことが規定されています。

したがって、建設業許可における電気工事業の実務経験については、電気工事士免状等が必要となる一般用電気工作物及び事業用電気工作物のうち最大電力500kW未満の自家用電気工作物に係る電気工事の実務経験にあつては、免状等の交付後の実務経験に限り、経験期間として算入します。この場合、実務経験証明書の証明者は電気工事業の登録を受けた業者（又はみなし登録業者）に限られます。

■ 健康保険証 マスキング（例）

健康保険被保険者証	本人(被保険者)	00000
	記号	令和〇年〇月〇日交付
	番号	
氏名	〇〇 〇〇	性別 男
生年月日	昭和〇〇年〇月〇日	
資格取得年月日	平成〇〇年〇月〇日	
事業所所在地	長崎市〇〇〇	
事業所名称	株式会社〇〇〇	
保険者番号		
保険者名称	全国健康保険協会長崎支部	印
保険者所在地	長崎市〇〇〇	

枝番、二次元コード(QRコード)がある場合もマスキング要

マスキング(黒塗り)

確認資料 営業所

新規申請・営業所の新設等	所在を証明する資料	○ 営業所（本店及び支店等）の写真 ※3ヶ月以内に撮影したもの。 （申請（届出）時の状況を撮影し、営業所名、撮影年月日を明記すること）
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観全景 （看板等を確認できるもの） （※オフィスビルに入居の場合には、入居者案内板等の写真も必要） ・ 入口付近 （表札等を確認できるもの） ・ 内部全景 （電話、机等 什器備品等を確認できるもの） ・ 建設業の許可票 （標識の記載内容が判読可能なもの） （建設業法第40条に規定する標識 ※新規許可申請及び許可換え新規申請の場合は不要） （営業所の新設の場合も必要です） <p>※写真台紙に自己所有又は賃貸借等の別を記載すること（写真台紙参照）</p>

・写真貼付台紙

営業所の名称 :

所有区分の別 : 自己所有・賃貸借

外観全景	令和 年 月 日 撮影
<p>建物の全景を撮影してください。 その際、看板等を確認できるようにして下さい。 (看板等が入らない、小さくなるような場合には 看板等を別に撮影してください)</p>	

入口付近	令和 年 月 日 撮影
<p>表札等（営業所名等）を確認できるように撮影して下さい。</p>	

営業所の名称及び撮影年月日を記入してください。

この用紙以外に写真を貼付する場合等（デジタルカメラで撮影したものを印刷した場合）は、用紙（A4）に、営業所名、撮影場所、撮影日等を明記して下さい。

営業所の名称 :

所有区分の別 : 自己所有・賃貸借

内部全景	令和 年 月 日 撮影
<p>電話、机等什器備品を確認できるように撮影して下さい。</p>	

建設業の許可票	令和 年 月 日 撮影
<p>建設業法第40条に規定する標識を 記載内容が判読できるように撮影してください。 (新規許可申請の場合には必要ありませんが、 <u>営業所の新設の場合には必要です</u>)</p>	

営業所の名称及び撮影年月日を記入してください。

この用紙以外に写真を貼付する場合等(デジタルカメラで撮影したものを印刷した場合)は、用紙(A4)に、営業所名、撮影場所、撮影日等を明記して下さい。

(10) 75歳以上の常勤性確認

平成27年11月24日

長崎県土木部監理課

75歳以上の者を経營業務の管理責任者・専任技術者とする申請に係る常勤性確認について

75歳以上の社会保険適用除外者を経營業務の管理責任者（以下、経営）、専任技術者（以下、専技）とする申請があった場合は、住民税特別徴収税額通知書等の提出をもって常勤性の確認を行うこととしていますが、許可要件である常勤性の担保の徹底の観点から、今後の確認方法及び提出書類については、別表のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

なお、本取扱いについて疑義が生じた場合は、監理課建設業指導班、各地方機関建設業担当課までご相談くださいますようお願いいたします。

※建設業法施行令第3条に規定される使用人の常勤性確認はR2.4.1以降申請分より廃止

(別表) 75歳以上の者を経營業務管理責任者・専任技術者とする申請に係る常勤性確認書類(個人事業主を除く)								
提出・提示書類	経營業務管理責任者(法人役員)							
	特別徴収				普通徴収			
	継続雇用		新規雇用		継続雇用		新規雇用	
申立書	○		○		○		○	
後期高齢者医療被保険者証(写し)	○		○		○		○	
住民税特別徴収税額通知書(写し)	○							
住民税特別徴収切替届出書(写し)			○					
給与台帳					○			○
出勤簿					○			○
前年度源泉徴収票(写し)					○			
法人税確定申告書(表紙)	○				○			
法人税申告書勘定科目内訳書 (役員報酬手当等の内訳)	○				○			
提出・提示書類	専任技術者							
	法人役員				従業員			
	特別徴収		普通徴収		特別徴収		普通徴収	
	継続雇用	新規雇用	継続雇用	新規雇用	継続雇用	新規雇用	継続雇用	新規雇用
申立書	○	○	○	○	○	○	○	○
後期高齢者医療被保険者証(写し)	○	○	○	○	○	○	○	○
住民税特別徴収税額通知書(写し)	○				○			
住民税特別徴収切替届出書(写し)		○						
給与台帳			○	○			○	○
出勤簿			○	○			○	○
前年度源泉徴収票(写し)			○				○	
法人税確定申告書(表紙)	○		○					
法人税申告書勘定科目内訳書 (役員報酬手当等の内訳)	○		○					

平成29年1月1日より、65歳以上の方も雇用保険の適用対象となったため廃止

(備考)
 ・申立書については提出、その他の書類については提示が必要。
 ・住民税特別徴収切替届出書については、市町村担当課の受付印が押印されたものに限る。

許可番号	長崎県知事許可（ — ）第 号
------	--

令和 年 月 日

長崎県知事 殿

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

申 立 書

私（当社）が、令和 年 月 日付で提出した建設業許可申請書（建設業許可申請書及び添付書類等の変更届）に記載している次の者は、75歳以上の後期高齢者であるため被用者を対象とした社会保険には加入できませんが、当社に常勤で勤務しており、かつ、健康状態等について担当業務を行うについて支障がないものであることに相違ないことを申し立てます。

以上については、事実相違なく、本申立書に反することがあった場合は、許可取消しを含む処分を受けても異議ありません。

記

（該当者は次のとおりです。）

担 当 業 務	氏 名	生年月日	年齢
常 勤 役 員 等 （経營業務の管理責任者等）			
常 勤 役 員 等 を直接に補佐する者			
専 任 技 術 者			

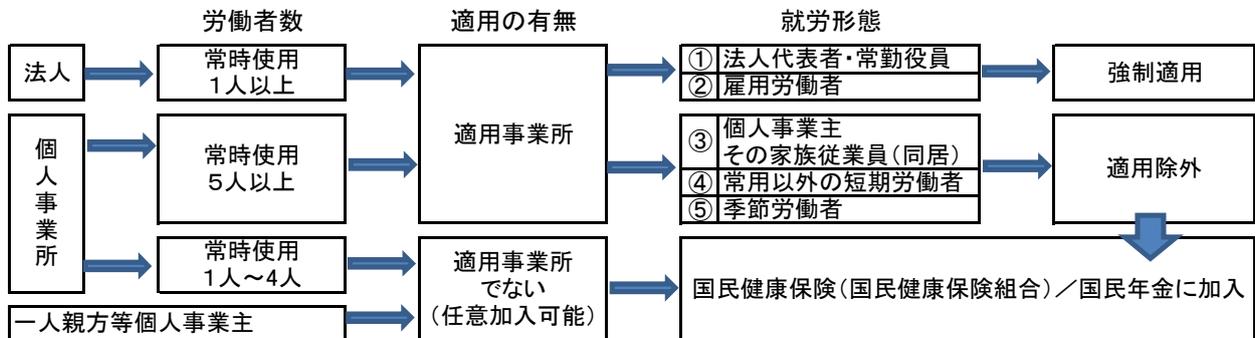
(11) 社会保険等について

令和2年10月以降の社会保険等の許可要件化について

「適切な保険に加入していること」が許可要件となりました。
令和2年10月1日以降の申請（更新含む）については、適切な社会保険等に加入していない場合、許可することができませんのでご注意ください。

①健康保険及び厚生年金保険

■健康保険及び厚生年金保険の適用について



※その他の適用除外者 (健康保険) 75歳以上の者 (厚生年金保険) 70歳以上の者

詳しい適用関係については、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

■健康保険及び厚生年金保険の加入状況の確認方法(提出書類)

ケース	確認資料 ※いずれも、申請時の直前のものであること。
① 全国健康保険協会管掌健康保険 (協会けんぽ) に加入	下記のいずれか
	イ 【口座振替納付の場合】「保険料納入告知額・領収済額通知書」
	ロ 【窓口納付の場合】「納入告知書 納付書・領収証書」
	ハ 厚生労働省が発行する「社会保険料納入(申請)証明書」(発行から3か月以内のもの)
	ニ 年金事務所長が発行する「社会保険料納入確認書」(発行から3か月以内のもの)
	ホ 【新規適用の場合】保険証・新規適用届・適用通知書のいずれか
② 組保管掌健康保険に加入	イ 組保管掌健康保険の「保険料の領収証書」 及び ロ (厚生年金保険について) 年金事務所長発行の「保険料領収証書」 ※上記①イ～ホのいずれか
③ 建設業に係る国民健康保険組合に加入 (全国土木建築国民健康保険組合等)	イ 建設業に係る国民健康保険組合が発行した「加入証明書」の原本 (発行から3か月以内のもの) 及び ロ (厚生年金保険について) 年金事務所長発行の「保険料領収証書」 ※上記①イ～ホのいずれか

■健康保険及び厚生年金保険の加入状況の記入方法

	保険加入の有無			事業所整理記号等	
	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
上記①のケース	1	1		健康保険	事業所整理記号及び事業所番号
				厚生年金保険	事業所整理記号及び事業所番号
				雇用保険	
上記②のケース	1	1		健康保険	健康保険組合の名称
				厚生年金保険	事業所整理記号及び事業所番号
				雇用保険	
上記③のケース	2	1		健康保険	建設国保の名称
				厚生年金保険	事業所整理記号及び事業所番号
				雇用保険	
適用除外の場合	2	2		健康保険	
				厚生年金保険	
				雇用保険	
一括適用の承認に係る営業所の場合	3	3		健康保険	本店一括
				厚生年金保険	本店一括
				雇用保険	

※建設国保と協会けんぽの両方に加入している場合は、協会けんぽについて記入してください。

資料① 領収証書(様式) <健康保険・厚生年金保険関係>

領 収 済 通 知 書 国庫金 厚生保険

6118 00063140 厚生労働省年金局(函館)

納付目的
 健康保険料
 厚生年金保険料
 児童手当拠出金
 平成 年度
 厚生労働省所管
 年金特別会計

事業所整理記号 事業所番号
 〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇

収入控番号 納付番号 確認番号
 00500
納付場所 日本銀行本館、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
函館年金事務所

納付先
 歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長
(所在地) 〒100-8916 千代田区霞が関1-3-2
(税務連絡用住所) 日本年金機構の事務所(〒100-8916 千代田区霞が関1-3-2)
この納入告知書(納付書)は、電子メール等(以下「Eメール」と称す)の送付により、インターネット上を介して送付することがあります。

担当課 函館年金事務所徴収担当

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

上記の合計額を預収しました。
(領収日付印)

(厚生労働省年金局送付分)

領 収 控 国庫金 厚生保険

年度 年金特別会計 厚生労働省年金 収入控番号 6118 00063140 厚生労働省年金局(函館) 取扱行名

納付目的
 健康保険料
 厚生年金保険料
 児童手当拠出金
 平成 年度
 厚生労働省所管
 年金特別会計

納付年月
 平成 年 月 日
 納付期限
 平成 年 月 日
 納入告知書(納付書)発行年月日
 平成 年 月 日

健康助定 健康保険料
 厚生年金助定 厚生年金保険料
 児童手当及び子ども手当助定 児童手当拠出金

事業所整理記号 事業所番号
 〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇

証券受領 証券交換
 全部 一部

合 計 額
 千 百 十 進 十 百 十 万 千 百 十 円

収入控番号 納付番号 確認番号
 00500
納付場所 日本銀行本館、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
函館年金事務所

納付先
 歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長
(所在地) 〒100-8916 千代田区霞が関1-3-2
(税務連絡用住所) 日本年金機構の事務所(〒100-8916 千代田区霞が関1-3-2)
この納入告知書(納付書)は、電子メール等(以下「Eメール」と称す)の送付により、インターネット上を介して送付することがあります。

担当課 函館年金事務所徴収担当

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

上記の合計額を預収しました。
(領収日付印)

(振込機利用)

事業所整理記号・
事業所番号

納入告知書 納付書・領収証書 国庫金 厚生保険

年度 年金特別会計 厚生労働省年金 収入控番号 6118 00063140 厚生労働省年金局(函館) 取扱行名

納付目的
 健康保険料
 厚生年金保険料
 児童手当拠出金
 平成 年度
 厚生労働省所管
 年金特別会計

納付年月
 平成 年 月 日
 納付期限
 平成 年 月 日
 納入告知書(納付書)発行年月日
 平成 年 月 日

健康助定 健康保険料
 厚生年金助定 厚生年金保険料
 児童手当及び子ども手当助定 児童手当拠出金

事業所整理記号 事業所番号
 〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇

証券受領 証券交換
 全部 一部

合 計 額
 千 百 十 進 十 百 十 万 千 百 十 円

収入控番号 納付番号 確認番号
 00500
納付場所 日本銀行本館、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
函館年金事務所

納付先
 歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長
(所在地) 〒100-8916 千代田区霞が関1-3-2
(税務連絡用住所) 日本年金機構の事務所(〒100-8916 千代田区霞が関1-3-2)
この納入告知書(納付書)は、電子メール等(以下「Eメール」と称す)の送付により、インターネット上を介して送付することがあります。

担当課 函館年金事務所徴収担当

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

上記の合計額を預収しました。
(領収日付印)

(納付書送付)

令和 年 月 日 申請

社会保険料納入確認(申請)書

1. 申請者

事業所整理記号	事業所番号

事業所所在地 (船舶所有者住所)	
事業所名称	
事業主氏名(船舶所有者氏名)	
電話番号	()-()-()

2. 申請事由

--

3 確認書の請求枚数

	枚
--	---

4. 確認事由

月 分	保 険 料			収納年月日
	健康保険	厚生年金	子ども・子育て拠出金	
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日

上記のとおり相違ないことを確認します。

令和 年 月 日

日本年金機構
年金事務所長 ㊟

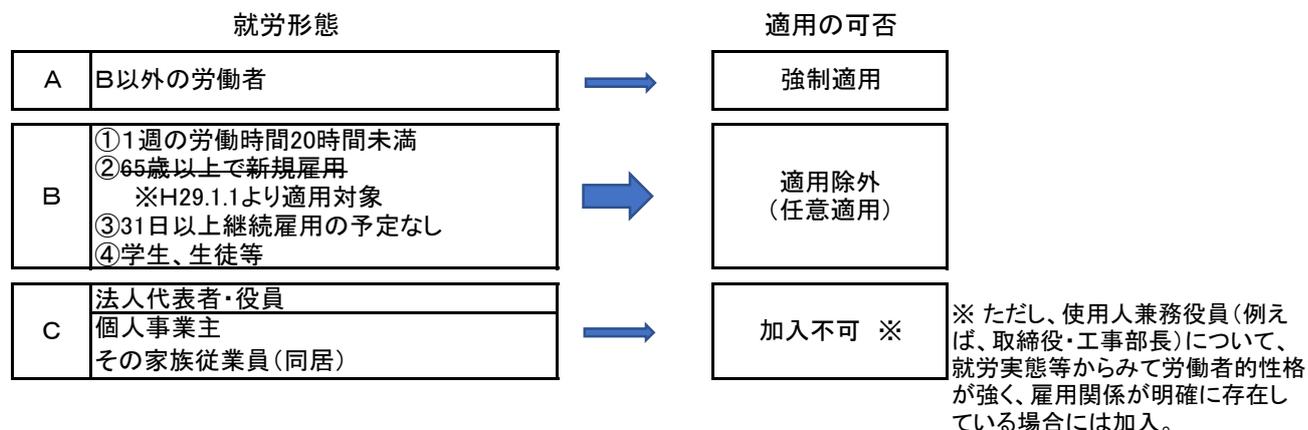
委任欄

私、上記申請者は社会保険料納入確認書の交付申請及び受領について、
下記の者に委任します。 ㊟

受任者氏名
受任者住所
委任者との関係

②雇用保険

■雇用保険の適用について



詳しい適用関係については、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

■雇用保険の加入状況の確認方法(提出書類)

ケース	確認資料 ※いずれも、申請時の直前のものであること。
①自社で納付申告の場合	「労働保険概算・確定保険料申告書」 及び 「領収済通知書」
②労働保険事務組合に委託している場合	事務組合発行の「労働保険料等納入通知書」 及び 「労働保険料等領収書」 ※収納済確認印が押印してあれば、領収書は不要 ※労働保険番号の記入がない場合には、番号がわかるものを添付
③新規加入の場合	新規事業所設置届
※その他の確認資料	労働局が発行している「労働保険料納入証明書」
※一括適用の認可に係る営業所の場合	営業所が雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は、「雇用保険の適用が除外される場合」に該当するものとし、「事業所非該当承認通知書の写し」の提出が必要

■雇用保険の加入状況の記入方法

	保険加入の有無			事業所整理記号等	
	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
上記のケースすべて			1	健康保険 厚生年金保険 雇用保険	労働保険番号
適用除外の場合			2	健康保険 厚生年金保険 雇用保険	
一括適用の認可に係る営業所の場合			3	健康保険 厚生年金保険 雇用保険	本店一括

資料② 労働保険概算・確定保険料申告書(様式) <雇用保険関係>

労働保険番号
(14桁)

標準字体 0123456789
 業種(記入) 0123456789
 業種(記入) 0123456789

提出用

平成 年 月 日

あて先 〒050-8566
 札幌市北区北8条西2丁目1-1
 札幌1合同庁舎

北海道労働局
 〒060-0801 札幌市中央区南一条西1丁目1-1

区分	算定期間	平成 年 月 日 から	平成 年 月 日 まで
労働保険料	(イ) 労働保険料	1000分の(イ)	円
労災保険分	(ロ) 労災保険分	1000分の(ロ)	円
雇用保険法適用率	(ハ) 雇用保険法適用率	1000分の(ハ)	円
高年齢労働者分	(ニ) 高年齢労働者分	1000分の(ニ)	円
保険料算定対象者分	(ホ) 保険料算定対象者分	1000分の(ホ)	円
一般拠出金(注1)	(ヘ) 一般拠出金	1000分の(ヘ)	円

区分	算定期間	平成 年 月 日 から	平成 年 月 日 まで
労働保険料	(イ) 労働保険料	1000分の(イ)	円
労災保険分	(ロ) 労災保険分	1000分の(ロ)	円
雇用保険法適用率	(ハ) 雇用保険法適用率	1000分の(ハ)	円
高年齢労働者分	(ニ) 高年齢労働者分	1000分の(ニ)	円
保険料算定対象者分	(ホ) 保険料算定対象者分	1000分の(ホ)	円

① 申告済概算保険料額

② 申告済概算保険料額

③ 労働保険料

④ 労災保険分

⑤ 雇用保険法適用率

⑥ 高年齢労働者分

⑦ 保険料算定対象者分

⑧ 一般拠出金

⑨ 労働保険料

⑩ 労災保険分

⑪ 雇用保険法適用率

⑫ 高年齢労働者分

⑬ 保険料算定対象者分

⑭ 一般拠出金

⑮ 労働保険料

⑯ 労災保険分

⑰ 雇用保険法適用率

⑱ 高年齢労働者分

⑲ 保険料算定対象者分

⑳ 一般拠出金

㉑ 労働保険料

㉒ 労災保険分

㉓ 雇用保険法適用率

㉔ 高年齢労働者分

㉕ 保険料算定対象者分

㉖ 一般拠出金

㉗ 労働保険料

㉘ 労災保険分

㉙ 雇用保険法適用率

㉚ 高年齢労働者分

㉛ 保険料算定対象者分

㉜ 一般拠出金

㉝ 労働保険料

㉞ 労災保険分

㉟ 雇用保険法適用率

㊱ 高年齢労働者分

㊲ 保険料算定対象者分

㊳ 一般拠出金

㊴ 労働保険料

㊵ 労災保険分

㊶ 雇用保険法適用率

㊷ 高年齢労働者分

㊸ 保険料算定対象者分

㊹ 一般拠出金

㊺ 労働保険料

㊻ 労災保険分

㊼ 雇用保険法適用率

㊽ 高年齢労働者分

㊾ 保険料算定対象者分

㊿ 一般拠出金

資料③ 領収済通知書(様式) <雇用保険関係>

労働保険番号
(14桁)

領収済通知書 労働保険 国庫金

(記入例) ¥0123456789

労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 平成 年 度

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

取扱庁名 青森労働局 事務操作番号 00075227

労働保険番号 30840 事務操作番号 00075227

労働保険番号 423

納付の目的

1. 平成 年 度 納付

2. 平成 年 度 納付

3. 平成 年 度 納付

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

納付額(合計額) 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

あて先 〒030-8558 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎

領収日付印

労働保険料等納入証明書

R元.12改訂

(兼労働保険料等納入証明願書)

令和 年 月 日

労働保険特別会計歳入徴収官
長崎労働局長 殿

労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
42				
42				
42				
42				
42				

事業場所在地
事業場名称
代表者氏名

印

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による労働保険料、及び、石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による一般拠出金の滞納がないことを証明願います。

次の者に証明書を交付願います。

氏名

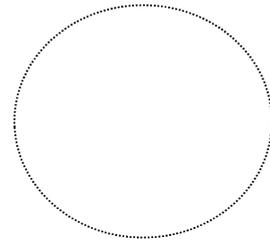
※申請事業場以外の方がお越しいただく場合、記載してください。

上記について、証明日現在滞納がないことを証明します。

なお、この証明書は、令和 年 月 日まで有効とする。

労働保険特別会計歳入徴収官
長崎労働局長

第 号



- ※ 本書は必要枚数+1枚(発行機関控え)を作成し、直近に納付された上記労働保険番号すべての領収書(写)を添付してください。
- ※ 労働保険料等の滞納がある場合、本書は証明できません。
- ※ 申請事業場以外の方がお越しいただく場合は、身分を証明する書類を提示していただくことがあります。
- ※ 郵送にて請求される場合は、返信用切手及び封筒を同封の上、長崎労働局に郵送してください。(宛先 〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル)
- ※ 年度更新処理期間中(6~9月頃)に手続きをされる場合は、その年度の労働保険概算・確定保険料申告書(控)の写しも添付してください。

(12) 工事経歴書「チェックリスト」

審査の際、よく誤りがみられるポイントをまとめました。
以下のポイントをすべてチェックしたうえで提出してください。
(このチェックリストは提出不要です)

No.	内 容	チェック
1	業種区分は建設業法どおりに仕分けされ、当該業種の工事経歴書に適切に記入されていますか。	<input type="checkbox"/>
2	土木一式・建築一式工事に専門工事が計上されていませんか。 (個別の専門工事として施工が可能な工事は、一式工事ではなく専門工事に該当します)	<input type="checkbox"/>
3	土木一式・建築一式工事に小規模な工事が計上されていませんか。 (一式工事は「大規模かつ複雑で、専門工事では施工困難な工事」とも定義されているので、小規模な工事については認められません)	<input type="checkbox"/>
4	様式上部の「税込・税抜」の欄に、「○」が記入されていますか。	<input type="checkbox"/>
5	工事名は、契約書(注文書)どおりに正しく記入されていますか。また、個人名はアルファベットで記入されていますか。	<input type="checkbox"/>
6	複数の異なる工事(契約書)が、一つにまとめて記入されていませんか。 (追加工事契約については当初契約とまとめて計上します)	<input type="checkbox"/>
7	一つの工事を、複数の異なる業種に分けて計上されていませんか。 (複数の業種に関係する工事は、原則金額の高い業種の区分に計上します)	<input type="checkbox"/>
8	工事は請負代金の大きい順に、P25のとおりに入力されていますか。 (契約書を取り交わさなかった等の理由で、代わりに額の小さい工事を記載することはできません)	<input type="checkbox"/>
9	工事経歴書に記載以外の部分(合計と小計の差額)に、当該業種以外の建設工事や委託業務等が含まれていませんか。	<input type="checkbox"/>
10	工事件数(合計件数)は合っていますか。 (工事台帳や作業日報等と一致していますか)	<input type="checkbox"/>
11	「工事現場のある都道府県名及び市区町村名」欄には、「都道府県」と「市区町村」の両方が記入されていますか。	<input type="checkbox"/>
12	「主任技術者」または「監理技術者」欄のいずれか一方に、「レ点」が適切に記入されていますか。	<input type="checkbox"/>
13	営業所の専任技術者が配置技術者となっていないですか。 (工事現場に専任を要する配置技術者や、遠方の工事現場の配置技術者との兼任はできません)	<input type="checkbox"/>
14	保守点検や草刈り、委託業務などの兼業事業が、建設工事の完成工事高に計上されていませんか。	<input type="checkbox"/>

(13)よくあるお問い合わせ(Q&A)

【許可全般】

番号	質問	回答
1	どのような場合に建設業の許可は必要ですか。	建設業（建設工事の完成を請負う営業を行う者）を営む者で、軽微な建設工事（Q2解説）のみを請負うことを営業とする者以外は、建設業の許可を受けなければなりません。
2	軽微な建設工事とはどのようなものですか。	工事1件の請負代金の額が ・建築一式工事：1,500万未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事 ・建築一式工事以外の工事：500万未満の工事
3	在日米軍基地内の建設工事については許可は必要ですか。	必要です。 （日本政府が米国に対して使用を許しているものであり、アメリカの領域ではないため、日本の法令が適用されます。）
4	屋根の上に設置する「太陽光発電」設置工事は許可が必要ですか。	工事金額が500万円以上の場合は電気工事業の許可が必要です。 （装置代含む）
5	住宅工事において断熱目的で行う発泡ウレタン吹きつけ工事は、内装仕上げ工事に該当するのですか。	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事であるので、熱絶縁工事になります。
6	1年未満の間休業した場合決算変更届の提出は必要ですか。	許可の有効期限内である限り必要です。 （1年以上休業する場合は廃業届の提出が必要です。）
7	青色申告書及び白色申告書の保存期間は何年ですか。	どちらも7年保存の義務があります。（税務署確認） 白色申告書の一部は5年ですが7年と認識して欲しいとのことです。
8	使用人数一覧表（様式第4号）に法人又は個人事業の代表者は含むのですか。	H21. 4月以降の申請分より含んで記載します。
9	LLP（有限責任事業組合）は建設業許可を取得できますか。	有限責任事業組合は法人格を有していないため、建設業許可は取得できません。 有限責任事業組合が建設業許可が必要となる工事を請負うには、全ての組合員が個々に建設業許可を取得する必要があります。
10	法人事業税を滞納している場合は許可は受けられないのですか。	許可の要件には該当しないため、許可を受けられないということはありません。

【経營業務の管理責任者関係】

番号	質問	回答
1	経營業務の管理責任者としての経験を証明する者は当時の代表者でないといけないのですか。	原則として使用者（法人の場合は現在の代表者、個人の場合は当該本人）でなければなりません。 法人の解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者とします。 なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には自己証明となります。（使用者以外の証明が得られない場合は備考欄にその理由を記載する必要があります。） 喧嘩別れにより証明をもらいづらいなどは、正当な理由に該当しません。
2	経營業務の管理責任者も専任技術者と同じように営業所専任になるのですか。	専任技術者と同じように専任となります。
3	経營業務の管理責任者は本店（主たる営業所）にいないといけないのですか。	経營業務の管理責任者は、建設業法上の主たる営業所に常勤で勤務しなければなりません。

4	他の会社からの出向社員を経営業務の管理責任者とすることはできますか。	常勤性が確認できれば認められます。 ただし、出向社員は、工事現場に置かれる主任技術者、監理技術者にはなれません。
5	経営業務の管理責任者の経験した時の地位は支店長、営業所長でもよいが、令3条の使用人に限られるのですか。 (許可がない場合はだめなのか?)	令3条の使用人に限られます。 「経営業務の管理責任者としての経験」とは、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経営業務について総合的に監理した経験であり、工事の施工に関する事務所の長のような経験はこれに含まれない。
6	役員でも雇用保険に加入できるのですか。	原則加入できません。例外として、報酬ではなく賃金での支給の場合及び勤務形態についても就業規則に縛られる等の条件であれば加入できます。

【専任技術者関係】

番号	質問	回答
1	専任技術者としての経験（実務経験）を証明する者は当時の代表者でないといけないのですか。	原則として使用者（法人の場合は現在の代表者、個人の場合は当該本人）でなければなりません。 法人の解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者とします。 なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には自己証明となります。（使用者以外の証明が得られない場合は備考欄にその理由を記載する必要があります。） 退職時のトラブルなどは、正当な理由に該当しません。
2	専任技術者の役割はなんですか。	建設工事についての専門知識を有する者として恒常的な技術指導を行い、建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保することにあります。
3	専任技術者は営業所に専任しなければならぬと聞いたのですがどういうことですか。	「専任技術者とは」：営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者をいい、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務しなければなりません。
4	どういう場合に専任と認められないのですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在住んでいる所が、勤務を要する営業所所在地から著しく遠距離にあり、常勤上通勤不可能な者 ・他の営業所の専任技術者になっている者。 ・他の法令により専任技術者になっている者。（同一事務所と兼ねている場合は除く） ・他に個人営業を行っている者や他の法人の常勤役員になっている者。 ・国及び地方公共団体の議員になっている者。
5	専任技術者は現場に出ることができないのですか。	原則、現場の主任技術者等になることはできません。 例外として、次の基準を全て満たせば兼ねることができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。 ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事し得る程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとり得る体制にあること。 ・当該建設工事が、工事現場への専任を要する工事（公共性のある工作物に関する重要な工事で請負金額4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上でないこと。
6	指導監督的実務経験証明書に記載する技術者の、JVの場合の契約金額の取扱いはどうなるのですか。	出資割合ではなく、契約金額の総額とします。
7	実務経験10年で専任技術者として登録しようと思っておりますが、その中に外国での経験が含まれるのですが、外国での経験は認められるのですか。	外国での実務経験で申請しようとする場合は、あらかじめ国土交通大臣の認定が必要となります。 国土交通大臣の認定証を添付し、申請となります。
8	他の会社からの出向社員を専任技術者とすることはできますか。	常勤性が確認できれば認められます。 ただし、出向社員は、工事現場に置かれる主任技術者、監理技術者にはなれません。

【財産的基礎関係】

番号	質問	回答
1	金融機関の残高証明は、いつの時点のものが必要ですか。	「現在残高証明日（残高日）」が、申請書類提出日前1ヶ月以内のものとなります。 なお、複数の金融機関の証明を取る場合は同一日の残高の証明でなければなりません。

【常勤性関係】

番号	質問	回答
1	私は法人（会社）の役員ですが、年金を受給している関係で月5万円しか役員報酬をもらっていないので、社会保険に加入することができません。この場合は何で常勤性を確認されるのですか。	常勤であり、役員報酬をもらっていれば、金額の多寡に関係なく社会保険に加入することができます。 詳細については、日本年金機構にお問い合わせください。
2	私は法人（会社）の役員ですが、無報酬で勤務しています。確認書類として何が必要ですか。	一般的に無報酬で永続的に常勤の役員となっていることはないと思われませんが、そのような事例については、その理由と常勤状況等について個別に調査を行い判断いたします。 申請前に監理課建設業指導班までお問い合わせ願います。
3	個人で事業を開始したばかりで、第1回目の確定申告の時期を経過していない場合、確認書類として何が必要ですか。	受付印のある「個人事業開業届出書」（振興局税務部（税務課）に提出する書類）の控えを確認します。 併せて、給与台帳、出勤簿の確認をします。
4	法人（会社）を設立したばかりで、まだ給与の支払いがなく、雇用保険や社会保険にも加入していません。このような場合、常勤性の確認はどうなりますか。	法人は、強制適用事業所として社会保険加入が義務付けられています。 なお、社会保険の資格証明の取得に時間がかかる場合は、暫定的に受付印のある「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」の控えを確認書類として取り扱うことも可能です。（資格取得後、資格証明書を提出） 雇用保険の場合は「被保険者証」などで確認します。

【財務諸表】

番号	質問	回答
1	一般建設業の新規許可申請時期が決算日直後で直前期の決算が未確定（未申告）であったため、やむを得ず前々期の決算（財務諸表）を添付して許可を受けた。直前期の決算が確定したが、どのようにすべきか。	決算変更届を提出してください。 ※本設例は特殊なケースですが、許可申請にあたっては、原則、直前期の財務諸表（確定申告済）を添付してください。